

浦環審第9号

平成20年10月6日

浦安市長 松崎秀樹様

浦安市環境審議会

会長 柳 憲一郎

浦安市環境保全条例素案について(答申)

平成20年1月30日付け、浦環保第960号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申します。

浦安市環境保全条例の制定について

(答 申 書)

平成 20 年 10 月 6 日

浦安市環境審議会

答 申

本審議会は、平成 20 年 1 月 30 日付けで諮問を受けた浦安市環境保全条例素案について、慎重に審議いたしました。

その結果、本素案は、浦安市の環境の保全に関し、市の施策、公害の防止及び環境課題に対応するための規制や措置が示されており、市民の健康で文化的な生活を確保する上で、概ね適切であると認めます。

市においては、本答申を踏まえるとともに、下記の附帯意見に留意の上、早期に浦安市環境保全条例を制定されるよう要望します。

(附帯意見)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、環境に配慮した物品等の調達の推進及び当該物品等に係る情報の提供等に係る市、市民、事業者の取り組むべき役割に関し検討することを求めます。

また、浦安市環境基本条例の基本理念を踏まえ、三方を海と川に囲まれている本市の特性を生かした、自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現するため、水辺や三番瀬などの自然環境の保全や活用に向けた施策を推進することを求めます。

また、地球規模での環境問題となっている温暖化の防止に資する取り組みとして、市においては、今後、地球温暖化対策条例の制定が予定されていますが、当該条例の制定をはじめ、市ができる地球温暖化防止のための施策を着実に実施することを求めます。

さらに、今後、市においては、環境保全条例の目的を踏まえ、施策の策定及び実施にあたっては環境の保全に積極的に取り組むとともに、市民、事業者等の環境保全行動を推進するための適正な指導等を実施することを求めます。